

停止の異動願(届)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり願出(届出)いたします。

※(旧制度)の「異動願(届)」は様式が異なります。別途作成してください。

学校名		学籍番号		届出年月日		20 年 月 日	
学部・学科 (課程・研究科)		フリガナ		生年月日		西暦 年 月 日	
奨学生番号		氏名 (自署)		学年		年	
5 2 0						(奨学生の自署が必要)	

以下、該当する【停止】の種類及び留学時の身分(留学、在学等)を☑で選択。**太枠は必須。**

記入者	☐【停止(本人都合)】 ※振込超過がある場合は処理ができないため、返戻が必要。		
奨学生	停止開始希望年月※	20 年 月	※奨学生が給付奨学金の支給の「停止」を希望する年月を記入。 ただし、海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため、給付奨学金を「停止」 する場合は、記入があっても無効。(受給開始年月に基づいて「停止」)
学校	卒業期※	20 年 月 (見込)	※学籍確認のため「卒業期」の記入は 必須 。

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。		【留学情報】欄 記入上の注意	
国名		※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☑を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。	
留学時の身分※1	☐ 留学 ☐ 在学	※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で☑を付けた期間を記入する。 「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。 「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。 「留学時の身分」欄に☑でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。	
上記で選択した身分の期間※2	1.20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (2.20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)	※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。 ※4 受給期間が終了した翌月を復活する異動始期としたい場合は、留学前に「停止からの復活の異動願(届)」を提出させる等、対応してください。	
国費情報※3	☐ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ~ 20 年 月		

以下、学校記入欄

振込超過

連絡事項記入欄

振込超過	20 年 月 ~ 20 年 月
☐有 ☐無	

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「停止の異動願(届)」を本機構に送付してください。
組戻しを依頼した場合も異動の入力を行わずに送付してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名

関係課長※

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
— —		
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(機構使用欄)

最終振込年月	20 年 月	振込超過	☐有 ☐無	20 年 月 ~ 20 年 月	要返戻金額	円
--------	--------	------	-------	-----------------	-------	---

提出先 異動・補導係	郵送の要否 不要	スカラAC入力 必要
---------------	-------------	---------------

「停止の異動願(届)」の記入・入力上の注意点(学校担当者向け)

「停止の異動願(届)」の記入上の注意点

- 異動種別ごとの入力・送付の要否、学校による代筆の可否は下表をご確認ください。なお、異動種別ごとの「異動始期」(受領資格を失う月)については、別紙「**停止の異動願(届)の記入例**」における各種別の「注意点」をご確認ください。

異動種別	入力要否	送付要否	代筆可否
停止(本人都合)	必要	不要(学校保管)	不可

- 「停止の異動願(届)」下部の学校証明年月日、学校名、関係課長名は必ず記入してください。
- 「停止の異動願(届)」右下に学校担当者名、電話番号、学校番号(学校校舎区分)を記入してください。
- 振込超過の有無を確認してください。**振込超過がある場合は、スカラACから異動の入力を行うことができません。**返戻の手続きを指導してください。

「停止の異動願(届)」の入力上の注意点

- 異動の入力前には、必ずスカラACから「**振込保留**」の入力を行い、おおむね15分経過後、必ず「**異動願(届)処理結果確認**」画面で処理結果を確認してください。
- 「停止の異動願(届)」の記載内容を確認し、学校記入欄を記入後、スカラACから異動の入力を行ってください。入力可能な日については、学校担当者向け奨学金事務担当者ページの「スケジュール」に掲載しています。なお、**スカラACからの異動入力には以下の規則がありますので、必ずご確認ください。**

(1) 振込保留の入力規則

振込保留は、入力を行う月の翌月以降の振込みを止めるものです。

例：2023年8月の「学校入力限度日」までに振込保留の入力を行うと、2023年9月以降の振込みが止まる。
2023年10月以降の振込みを止めたい場合は、2023年9月になってから、2023年9月の「学校入力限度日」までに振込保留の入力を行う必要がある。

「学校入力限度日」経過後に振込みを止める必要が生じた場合は、振込保留では対応できないため、「**組戻し**」の手続きを行う必要があります。

(2) 異動入力前の学籍状態が「奨学金振込中」又は「保留中」の際の入力規則

異動始期として設定できるのは、最後に振込みのあった月の翌月のみです。

最後に振込みのあった月は、スカラAC「奨学生一覧」の「前回振込年月」から確認できます。ただし、「組戻し」を行った場合の「前回振込年月」は、実際に最後に振込みのあった月と一致しません。

例：最後に振込みのあった月が2023年9月の場合、設定できる異動始期は2023年10月のみ。

- 2023年10月から海外留学支援制度を受給するため停止する場合は、異動始期が2023年10月であるため、問題なく「停止」の入力を行うことが可能。
- 2023年9月から海外留学支援制度を受給する場合は、異動始期が2023年9月であるため、そのとおりに入力すると、「異動願(届)処理結果確認」画面に「振込超過となる異動始期です」というエラーが表示される。
⇒2023年9月の振込超過金を返戻させ、「振込金受取書」のコピーと「停止の異動願(届)」を異動・補導係まで送付。スカラACからの入力は不要。

(3) 異動入力前の学籍状態が「停止中」の際の入力規則

選択できる異動種別は「退学」「辞退(短縮卒業・修了)」「死亡」「廃止」「休止」「停止」の6種類です。

なお、「停止中」の状態では「振込保留」はできませんが、「休止」の入力を行うことができます。

また、「停止中」の状態であっても、事由が異なる「停止」であれば、入力を行うことができます。

給付終了に係る異動の入力については、「給付終了の異動願(届)及び認定報告」の入力上の注意点を参照してください。

- スカラACからの異動入力後、おおむね15分経過後に、必ず「異動願(届)処理結果確認」画面で処理結果を確認してください。エラーが出ている場合は前記2.の入力規則を確認のうえ、再度入力を行うか、入力が不可能な場合は「停止の異動願(届)」を異動・補導係まで送付してください。
- 本人都合により「停止」している期間に休学した場合など、複数の「休止」「停止」の事由が発生している場合は、それぞれの事由で異動処理が必要です。また、復活時もそれぞれの事由に係る手続きが必要となります。
本人都合による「停止」からの「復活」の異動始期は、届出年月日の翌月(月の初日はその月)以降(海外留学支援制度(協定派遣)を受給していた場合は、加えてその受給が終了した翌月以降)で、本人が希望する年月での復活となります。

「停止の異動願(届)」の記入例

記入者	☐ 【停止(本人都合)】 ※振込超過がある場合は処理ができないため、返戻が必要。		
奨学生	停止開始希望年月※	20 23 年 10 月	※ 奨学生が給付奨学金の支給の「停止」を希望する年月を記入。 ただし、海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため、給付奨学金を「停止」する場合は、記入があっても無効。(受給開始年月に基づいて「停止」)
学校	卒業期※	20 24 年 3 月 (見込)	※ 学校による「卒業期」の記入 必須 。

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。		【留学情報】欄の記入の注意点	
国 名	アメリカ合衆国		
留学時の身分※1	☒ 留学 ☐ 在学		
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 23 年 10 月 1 日～ 20 24 年 9 月 30 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)		
国費情報※3	☐ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 23 年 10 月 ～ 20 24 年 9 月		

※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☑を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。
 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で☑を付けた期間を記入する。「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に☑でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。
 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。
 ※4 受給期間が終了した翌月を復活する異動始期としたい場合は、留学前に「停止からの復活の異動願(届)」を提出させる等、対応してください。

●停止(本人都合)の記入上の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・学籍上の身分が留学又は在学で、私費又は官民協働海外留学支援制度を受給するため本人都合で「停止」する場合の異動始期は、奨学生が停止を希望する年月。上記例の場合は、2023年10月。
- ・海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため本人が給付奨学金を停止する場合の異動始期は、海外留学支援制度(協定派遣)を受給する月。

(例：複数の身分が存在する場合の書き方)

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。	
国 名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	☒ 2 留学 ☒ 1 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 23 年 8 月 15 日～ 20 23 年 9 月 30 日 (2. 20 23 年 10 月 1 日～ 20 24 年 9 月 30 日)

↑学籍上の身分が「留学」の前に在学の身分で渡航し、学校がそれを留学と認める場合はこのように記入する。
一方、学籍上の身分が「留学」で2023年10月1日から始まる場合は、「留学」を☑で選択し、「上記で選択した身分の期間」欄の1に留学期間のみを記入する。



☒ 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。	
国 名	アメリカ合衆国
留学時の身分	休学
休学期間※1	1. 20 23 年 10 月 1 日～ 20 24 年 9 月 30 日
国費情報※2 (ある場合のみ)	☒ 海外留学支援制度(協定派遣) ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 23 年 10 月 ～ 20 24 年 9 月

↑なお、「停止」終了後「休学」になった場合は、別途「休止」の処理が必要。上記例のとおり、引続き2023年10月1日から「休学」の身分で留学になった場合は、「停止からの復活の異動願(届)」及び「休止の異動願(届)」での処理が必要。